

PCIグループ人権方針

当社は、「PCIグループ行動規範」の中で、「基本的人権を常に尊重し、人権にかかわるあらゆる差別を容認しません。」と制定しています。

PCIグループ（以下、当社グループ）は、この行動規範を敷衍して、自らの事業活動から影響を受けるすべての人びとの人権を尊重する取り組みを推進していくことを目的とし、「PCIグループ人権方針」（以下、本方針）を定めます。

1. 人権に関する基本的な考え方

当社グループは、「国際人権章典」、「労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」、「OECD多国籍企業行動指針」など、人権に関する国際規範を尊重します。

本方針は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」と「PCIグループ行動規範」に則り、人権尊重の取り組みについて示すものです。

2. 適用範囲

本方針は、当社グループすべての役員・従業員に適用します。また、すべてのビジネスパートナーの皆さまに対しても、本方針の内容を理解しご支持いただくことを期待します。

3. 人権尊重の責任の遂行

当社グループは、自らの事業活動において影響を受ける人びとの人権を侵害しないこと、また自らの事業活動において人権への負の影響が生じた場合は是正に向けて適切に対処することにより、人権尊重の責任を果たします。

4. 適用法令

当社グループは、日本国はもとより、事業活動をおこなうそれぞれの国または地域における法と規制を遵守しますが、国際人権基準との間に矛盾が生じた場合は、国際人権基準を最大限尊重します。

5. 教育・研修

当社グループは、本方針の浸透を図るために、当社グループすべての役員・従業員に対して適切な教育や研修に取り組みます。

6. 救済・是正

当社グループは、事業活動を通じて人権への負の影響を引き起こした場合、もしくは助長したことが明らかになった場合は、適切な手続きを通してその救済や是正を行い、再発防止に取り組みます。

7. 人権デュー・ディリジェンス

当社グループは、「国連のビジネスと人権に関する指導原則」に則した手順に従って、自らの事業活動において起こりうる可能性がある人権への負の影響を継続的に検証し、未然防止または軽減に努めます。

8. 対話・協議

当社グループは、本方針の一連の取り組みにおいて、独立した外部からの人権に関する専門知識を活用するとともに、私たちの事業の影響を受ける人びととの対話と協議を、誠意をもって行います。

9. 責任者

当社グループは、本方針の実行に責任を持つ担当役員を責任者として置き、当該責任者は実行状況を監督します。

10. 情報開示

本方針に基づく人権尊重の取り組みについては、当社ホームページ等を通じて開示します。

2023年6月27日

PCIホールディングス株式会社

代表取締役社長 横山邦男